



石神井防災マガジン

(H29.8.1)

「石神井防災マガジン vol.1 3 0」を配信します

今月の配信内容

- 1 防災週間のお知らせ
- 2 家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しましょう！
- 3 特別警報について
- 4 第67回はたらく消防の写生会の作品展示のお知らせ
- 5 災害概要



1 防災週間のお知らせ

東京消防庁防災標語

『防災で 守る地域と みんなの笑顔』

作者 吉田 清隆さん(杉並区在学)

防災週間 平成29年8月30日(水)～平成29年9月5日(火)

9月1日は、防災の日です

大正12年9月1日は、関東大震災が発生した日です。この地震により、関東地方を中心に、人的、物的にも甚大な被害が発生しました。毎年この日は、「防災の日」とされ、この日を中心とする「防災週間」には、全国的に防災に関する様々な行事が開催されます。

皆様のご家庭や職場などのごく身近なところでも、町会・自治会等が主催する防火防災訓練などが行われます。近い将来に発生が予想されている首都直下地震に備え、「自らの生命は自らが守る」という「自助」の意識のもと、地震が発生したときでも適切な行動がとれるように、防火防災訓練等に積極的に参加して防災行動力を高めていきましょう。

○防火防災訓練に参加しましょう

東京湾北部を震源とする首都直下型地震(マグニチュード7.3・冬の夕方18時・風速8m/秒を想定)が発生した場合の火災件数は811件、火災による死者は4,081人と想定されています。このような大規模な災害に際し、消防機関だけで対応していくのは困難な状況にあり、同時多発火災による延焼拡大が危惧されていることから、地域住民による初期消火活動能力を高めてもらうことが重要です。そのためには、日頃から町会や自治会と連携し、実践的な防火防災訓練を実施していく必要があります。



©赤塚不二夫
平成29年東京消防庁防災週間ポスター

練馬区防災フェスタで消防ブースを開設します！

日時：平成29年9月10日(日) 10時00分から12時30分まで

場所：東京学芸大学附属国際中等教育学校(練馬区東大泉五丁目22番1号)

内容：煙体験、初期消火体験、応急救護体験、ちびっこレスキュー体験、ミニ消防車運転体験、はしご車体験など



当日は、第三消防方面本部消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の車両を展示予定です！

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しましょう！

「家具転対策（かぐてんたいさく）」とは、地震時の家具や家電などの転倒・落下・移動による、けがや出火、避難障害を防止する「家具類の転倒・落下・移動防止対策」の略称です。

昨年、4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」では、家具類の転倒などによる屋内被害も発生しました。（右写真）



地震により家具類の転倒などが発生すると、普段生活する住居内で様々な被害が発生します。そういった被害を防ぐための「家具転対策」は、地震が発生した際にご自分を守る「自助」だけでなく、「共助」として、ご家族や近隣住民の助け合いへとつながる重要な対策です。身近な被害を防ぐためにも、家具転対策を実施しましょう。

○家具転対策をしていないと起こる3つの危険

① ケガ

東京消防庁の調査では、近年発生した地震の負傷原因のうち、家具類の転倒・落下・移動によるものは、なんと全体の約3～5割を占めています。（図1及び図2参照）

また、家具転対策で室内の安全性を向上させることで、「本人の転倒・落下等によるケガ」の一部についても、防げる可能性があります。

つまり、家具転対策をすることで、地震によるケガの多くが防げるのです。

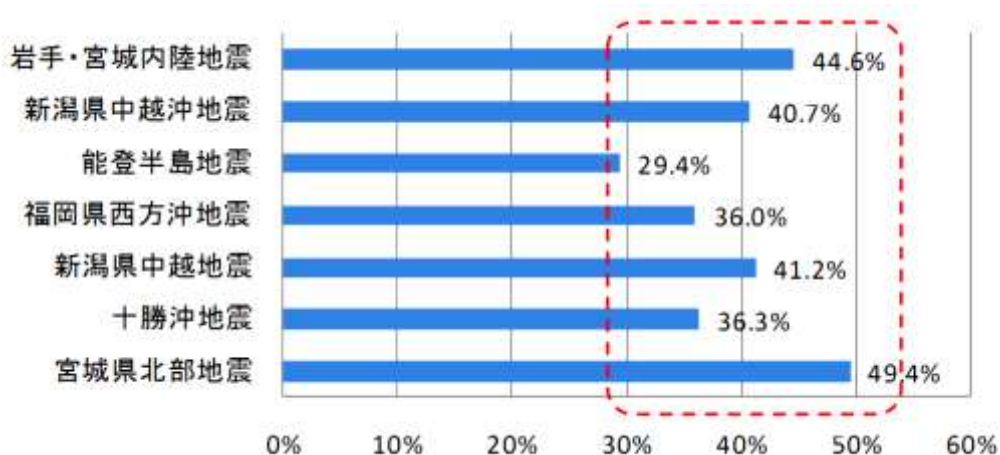


図1 家具類の転倒・落下・移動によるケガの割合（当庁調べ）

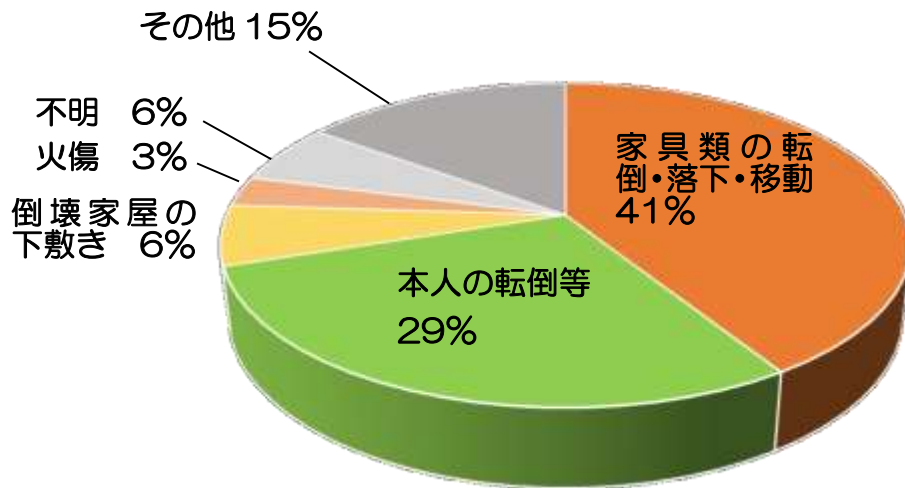


図2 新潟県中越地震でのケガの原因（当庁調べ）

② 火災

地震が起こると、家具類の転倒・落下・移動によって火災が発生することがあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都内で32件の火災が発生しましたが、その多くが家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

また、東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、都内で最大約800件もの火災が発生すると想定されています。火災による被害を減らすためにも、家具転対策は絶対に欠かせません。

<東日本大震災での出火例>

- 本棚が倒れ、本が電気ストーブに落下し出火
- 電気スタンドが倒れ、布団に接触し出火
- 落下物が、家電製品のスイッチに接触し、スイッチが入ることにより出火など

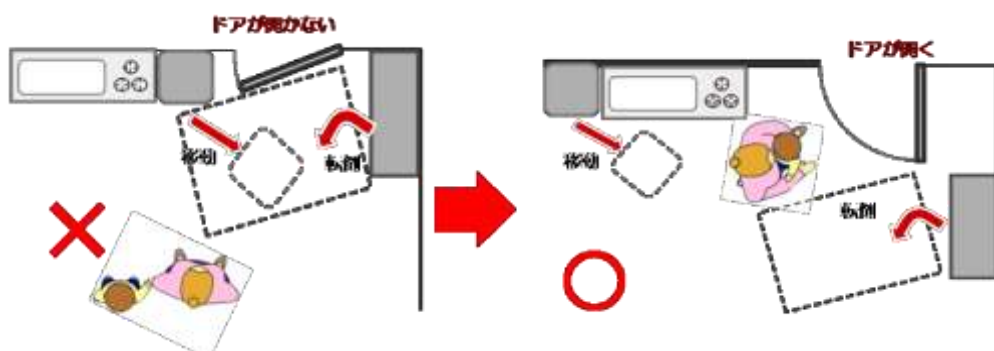


③ 避難障害

出入口付近に家具転対策を施していない家具を配置してしまうと、転倒した家具が出口や扉を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。

首都直下地震等の大規模地震が発生した場合、こうして閉じ込められてしまうと、そのまま長時間救出されない可能性があります。避難できない状況で、家屋の倒壊や火災が発生すると、非常に危険です。

避難障害を起こさないためには、出入口や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫したりする家具転対策も非常に大切です。



○どうやって家具転対策をしたらいい

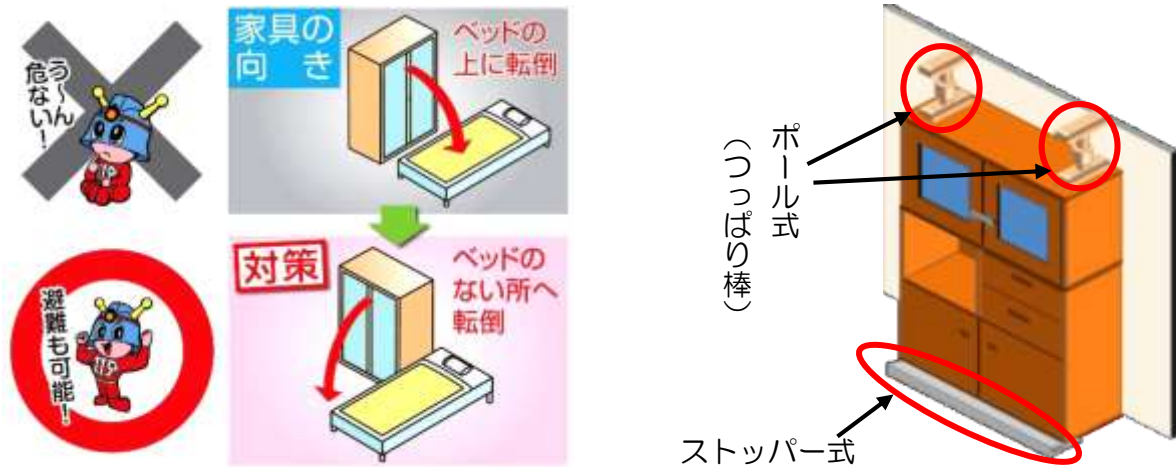


一言で家具転対策といっても、その方法には様々なものがあります。

家具転対策と聞いてすぐ頭に浮かぶのは、金具などを使用し、家具と壁をネジ留めするようなものかもしれませんが、家具を動かないように固定するだけが家具転対策ではありません。収納先をまとめて、家具を置かないようにしたり、家具の配置や向きを工夫したりすることも一つの家具転対策といえます。

また、対策器具を組み合わせた固定もおすすめです。例えば、タンスなどの場合、L型金具でしっかりと固定することが、効果の高い対策方法ですが、つっぱり棒とストッパー式（もしくはマット式）を組み合わせて設置することで、L型金具と同等の効果を得られます。

それ以外にも、大きなホームセンターなどに足を運ぶと、穴を開けたりすることなく設置し、固定できる器具も多く販売されています。実験等で効果を検証した商品を選び、家具類に合った器具を、正しく設置することが重要です。



使用条件	器具の効果 ← 小 → 大 →				
単独使用	ストッパー式 	ポール式 	L型金具 (スライド式) ベルト式 チェーン式 	L型金具 (上向け取付け) プレート式 	L型金具 (下向け取付け)
	マット式 				
組合せ使用	家具と天井に十分な強度が必要		家具、壁面や器具に十分な強度が必要		
		ポール式 + マット式 		ポール式 + ストッパー式 	

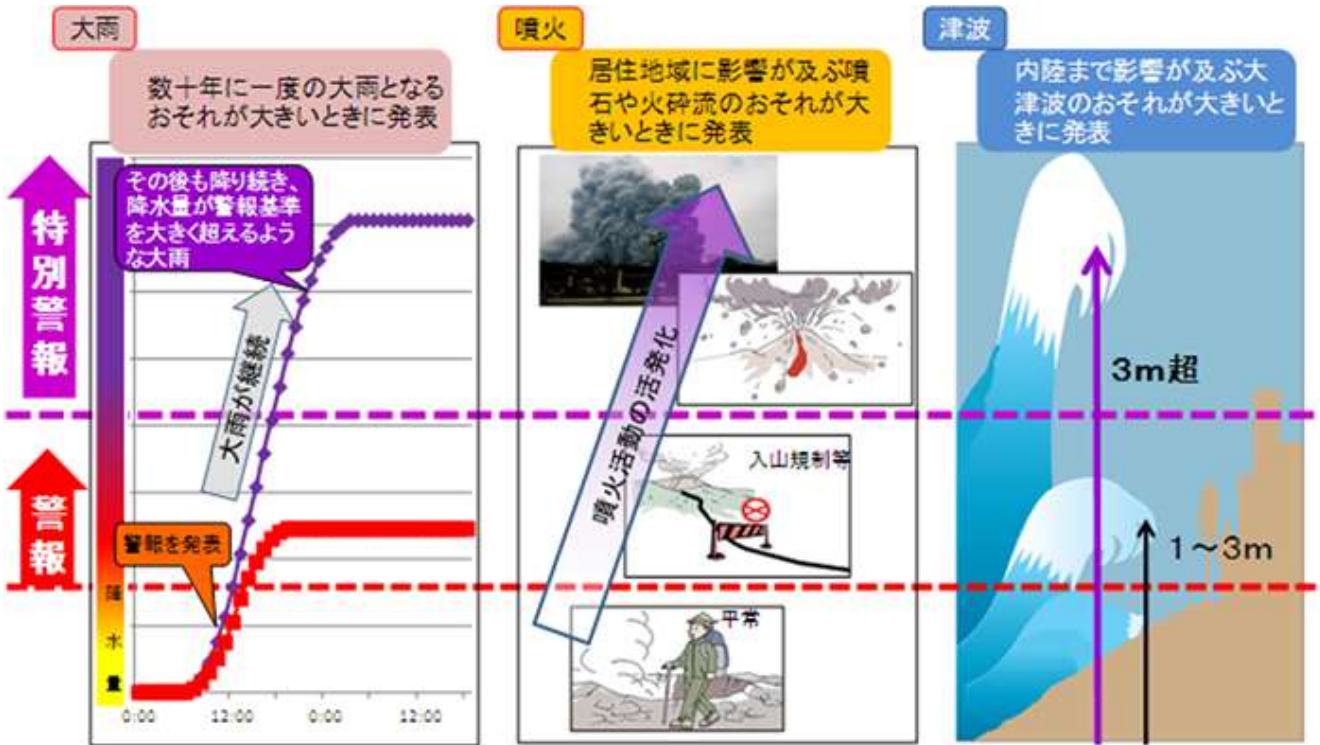
3 特別警報について

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の大雨等が該当します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに地元市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に従うなど、適切な行動をとってください。

「特別警報」イメージ



(出典元：気象庁ホームページ)

気象庁が発表する情報			市町村の対応	住民の行動
注意・警戒の対象とする災害 土砂災害 浸水害 洪水害 大雨に関する気象情報			・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集	気象情報・空の変化に注意 Point 備えは大丈夫? ・周より低い場所など、危険箇所を把握 ・避難場所や避難ルートを確認しておく
大雨注意報 洪水注意報 大雨に関する気象情報			・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	最新の情報に注意して、災害に備えた早めの準備を 雨・風の影響を受けやすい地区・避難困難者は早めの行動! ・気象情報や外の様子に注意 ・非常用品や避難場所、避難ルートを確認 ・窓や戸など家の外の点検
大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	洪水警報	・警報の住民への周知 ・避難場所の準備・開設 ・必要地域に避難準備(要保護者避難)情報 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難勧告 ・避難呼びかけ ・必要地域に避難指示	自治体が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じて速やかに避難 Point 特別警報が発令されていなくても早めの行動を!
大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)		・特別警報が発令され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	ただちに命を守る行動をとる! 避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる 「住居の位置」や「住居の構造」、「頻りに浸水が生じている状況なのか」によって「自宅外避難」の必要性は異なりますので、冷静な判断が重要です。災害から命を守ることができる行動を考えておきましょう。

(出典元：気象庁ホームページ)

本所防災館で風水害の危険性と対策を学ぼう!

○本所防災館について

本所防災館は、風水害から身を守るための知識や行動力を習得できる「川の手の防災館」として、開館以来多くの方々にご来館いただいています。台風や大雨などによる被害が心配なこれからの季節、本所防災館で備えをしてみたいはいかがでしょうか。

○川の手地域コーナー

本所防災館では、3月1日に「川の手地域コーナー」をリニューアルし、より体験を重視したコーナーへと生まれ変わりました。最先端のデジタル技術を駆使した映像装置により災害を体験できる「異常気象エリア」、地形図等を用いた展示により災害を学ぶことができる「川の手防災エリア」、書籍やインターネットにより災害に関する情報を知ることができる「ライブラリエリア」と、この特色ある3つのエリアにより、異常気象と川の手地域について新しい体験と学習ができます。



○川の手の防災館として

本所防災館では、「川の手地域コーナー」以外にも、地下のドアや自動車が浸水して水圧がかかっているドアの開放体験ができる「都市型水害体験コーナー」や、リアルな暴風雨体験ができる「暴風雨体験コーナー」があります。

風水害について、その危険性と対策を総合的に学ぶことができますので、この機会にぜひご利用ください。



水圧ドア体験



自動車水圧ドア体験

※詳細は、本所防災館までお問い合わせください。

電話：03-3261-0119

4 第67回はたらく消防の写生会の作品展示のお知らせ



作品展示会場

場所：練馬区立石神井公園ふるさと文化館 2階企画展示室

練馬区石神井町五丁目12番16号

期間：平成29年8月23日（水）から8月27日（日）まで

各日とも10時00分から16時00分まで

注 会場には、駐車場がございませんのであらかじめご了承ください。

レプリカ（複製品）展示会場

優秀賞のレプリカ（複製品）を、展示しますので併せてご覧ください。

場所：■西武新宿線上石神井駅・武蔵関駅 ■西武池袋線石神井公園駅・大泉学園駅

■いなげや下石神井店 ■リヴィンオズ大泉店

■関町図書館 ■大泉図書館 ■南田中図書館

注 展示場所の都合上、各展示場所により展示作品が異なります。

各展示場所の周辺小学校を中心に展示します。

写生会に参加いただいた学校（順不同）

- ・大泉北小学校
- ・大泉小学校
- ・大泉学園小学校
- ・大泉西小学校
- ・石神井小学校
- ・立野小学校
- ・富士見台小学校
- ・南田中小学校
- ・関町北小学校
- ・光和小学校
- ・下石神井小学校
- ・関町小学校
- ・東京三育小学校
- ・石神井台小学校
- ・石神井東小学校
- ・上石神井北小学校
- ・旭学園特別支援学校
- ・大泉特別支援学校



お問合せ

〒177-0042 東京都練馬区下石神井5丁目16番8号

東京消防庁 石神井消防署 予防課防火管理係 Tel 03-3995-0119

5 災害概要



石神井消防署管内災害状況



【平成29年7月31日現在】

火 災			救 急	救 助
火災件数	焼損床面積	死 者	出場件数	出場件数
39 件 (42 件)	82 m ² (117 m ²)	1 名 (3 名)	9,191 件 (9,007 件)	227 件 (209 件)

※（ ）内は、前年同時期の件数

次号（vol.131）は、9月1日配信予定です。

石神井防災マガジンについてのお問合せは、下記連絡先までお願いいたします。

石神井防災マガジン vol.130（平成29年8月1日配信）

発 行 元 石神井消防署防災安全係

発行元所在 練馬区下石神井5-16-8

発行元電話 03-3995-0119（代表）

